

第35回小児保健セミナー 性的マイノリティの子どもたちへの対応

性の多様性に対応する学校において保健室にできること

—養護教諭の立場から—

野口直美 (北海道旭川永嶺高等学校養護教諭)

I. はじめに

社会において性的マイノリティへの対応が進む中、教育現場においても性的マイノリティの児童生徒への対応が求められている。その対応は、性的マイノリティの児童生徒が安心して学校生活を送るためのきめ細やかな「配慮」の観点である。そして、学校ではその児童生徒に適した配慮をするために、どのように「支援」していくか、具体的な対応を検討していくことになる。このような適切な配慮に基づいた支援を行うには、教職員の性的マイノリティに対する正しい理解が重要なものというまでもない。

筆者は学校における性的マイノリティに対する対応として、当事者生徒への「支援」とともに性の多様性についての「教育」を充実させることも重要と考え、高校1年生対象に保健教育を行ってきた。加えて、教職員の性的マイノリティに対する理解をどう深めるかという課題についても試みた。いずれも、性的マイノリティの生徒との関わりがあつてのことである。筆者自身も性の多様性についての深い理解は道半ばの状態であり万能な対応ではないが、性の多様性に対応する学校において保健室で行ってきたことをここに記し、教育現場に求められていることについて考えたいと思う。

II. 高校生を取り巻く状況

1. 気づかれない生きづらさを抱える

まず、高校生という時期について整理したいと思う。発達段階における高校生は、自分なりの価値観や判断基準を確立していく中で、「これでいいのか」、「これでいいんだ」と迷い悩みながらも自己理解を深めて

いく時期である。そして、自分の在り方や生き方を考え、社会的自立を念頭に進路選択をしていくことになる。生徒によっては、それまでの育ちにおいて積み残された発達課題と対峙することもある。

また、メンタルヘルスから見るこの時期は、心の不調を抱えやすく、気分障害や睡眠障害、統合失調症など精神科領域の臨床症状を呈する好発時期といわれている。「精神疾患は人生の早い段階で発症することが多く、生涯で精神疾患に罹患する人の75%が25歳未満で発症し、50%は14歳までに発症する」との報告¹⁾がある。加えて、令和元年版自殺対策白書によると、10~39歳の若年層における各年齢階級の死因順位第1位が「自殺」である状況が示されている(表1)²⁾。このような憂慮する状況の中で、15~24歳におけるゲイやバイセクシャル男性の自殺未遂は異性愛男性の5.9倍との実態を日高らは明らかにしている³⁾。

自殺について、世界保健機関(2003年)は、「そのほとんどが防ぐことのできる社会的な問題。適切な防止策を打てば自殺は防止できる」との見解を示している。また、わが国の「自殺総合対策大綱」の基本理念は「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とし、重点施策に性的マイノリティに対する支援の充実を挙げている。つまり、性的マイノリティに対する理解と配慮を進め、多様性や人権が尊重される社会の実現を目指す中で、高校生は育ち生きていくのである。

2. 理解と配慮を求められる学校

現代社会は、これまでに経験のない変化の激しい時代である。同時に、私たちはさまざまな価値観の問い直しの必要性に迫られている。性は多様であることの

表1 死因順位別にみた年齢階層・死亡数（人口10万人対）・構成割合（平成30年）

年齢階級	第1位				第2位				第3位			
	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)
10～14	自殺	100	1.9	22.9	悪性新生物	99	1.8	22.7	不慮の事故	51	0.9	11.7
15～19	自殺	460	7.8	39.6	不慮の事故	232	3.9	20.0	悪性新生物	125	2.1	10.8
20～24	自殺	1,054	17.8	52.1	不慮の事故	335	5.7	16.6	悪性新生物	174	2.9	8.6
25～29	自殺	1,049	17.5	46.1	不慮の事故	288	4.8	12.7	悪性新生物	269	4.5	11.8
30～34	自殺	1,280	18.6	39.3	悪性新生物	616	9.0	18.9	不慮の事故	262	3.8	8.1
35～39	自殺	1,366	17.8	28.8	悪性新生物	1,145	14.9	24.1	心疾患	429	5.6	9.0
40～44	悪性新生物	2,649	28.5	30.0	自殺	1,628	17.5	18.5	心疾患	991	10.7	11.2
45～49	悪性新生物	4,764	51.2	34.0	自殺	1,872	20.1	13.4	心疾患	1,769	19.0	12.6
50～54	悪性新生物	7,267	90.5	38.1	心疾患	2,393	29.8	12.6	自殺	1,830	22.8	9.6
55～59	悪性新生物	12,211	162.7	44.4	心疾患	3,377	45.0	12.3	脳血管疾患	2,022	26.9	7.3
60～64	悪性新生物	21,238	274.5	47.3	心疾患	5,424	70.1	12.1	脳血管疾患	3,147	40.7	7.0

構成割合は、それぞれの年齢階級別死亡数を100とした場合の割合。

（厚生労働省「令和元年版自殺対策白書」より）

理解と尊重もその一つである。このような社会状況において、学校が多様な価値観を認め合い、尊重し合う場であることは、これからの社会を担う高校生にとってとりわけ重要と考える。加えて、性的マイノリティの児童生徒の支援に対する社会的関心も高まり、文部科学省は学校に対し、性同一性障害の児童生徒への対応に関わる通知を発出している。その始まりが「児童生徒が抱える問題についての教育相談の徹底について（通知）」（2010年）である。その後、2014年に「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」が発表され、性同一性障害に関する教育相談等が606件の報告があったことを明らかにしている。そして、2015年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を、翌2016年には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を通知した。

当初、文部科学省は性同一性障害の児童生徒に対する配慮を求めているが、「悩みや不安を受け止める必要性は性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる『性的マイノリティ』とされる児童生徒全般に共通するもの」⁴⁾との見解を示した。一方、「いじめ防止等のための基本的な方針」改定（2017年）において、学校における「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」のポイントとして、「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知すること」⁵⁾と明記している。

これらのことや前述の高校生という時期の特徴を踏

まえ、性的マイノリティの児童生徒が安心して学校生活を送るために、学校は悩みや不安を受け止める環境整備やきめ細かな配慮を行うことを求められている。とりわけ、性的マイノリティに対する教職員の正しい理解は喫緊の課題である。

筆者は高校生の時期に、自尊感情や自己有用感、自分は無力ではないことを実感してほしいと願っている。

しかしながら、学校生活において生きづらさを抱える生徒が増えている実感があり、自尊感情や自己有用感を持っていない生徒が少なくない。とりわけ、性的マイノリティの生徒は周囲に合わせたり、周囲の期待に応えることに疲れてしまい、生きづらさが強化されていくように思う。したがって、性的マイノリティの生徒が自己肯定感や自己有用感を確立する心の作業に大きな困難がともなうことは容易に想像できる場所である。

Ⅲ. 生徒の多様性を支援する保健室

1. 多様な生徒が訪れる保健室

本校では、保健室は「いつでもだれでもさまざまな理由で足を運ぶことができる場」として、「みんなの保健室」をコンセプトに保健室経営を行っている。これは、生徒の抱える問題が多様であること、性的マイノリティをはじめ「語れない理由」により来室することを保障する意図がある。実際、保健室にはさまざまな生徒が訪れる。その多くは「違和感」を持つての来室である。最も多いのは身体の健康上の違和感であるが、同世代の構成集団である教室や友人関係といった学校生活への違和感、「自分はどこか人と違う」、「自

分が自分でない」といった自分の中の違和感や音や匂いといった感覚への違和感など、その訴えは多様である。生徒が違和感を持つ背景には、疾病や発達障害、性などの特性、生育歴や家庭環境等の要因に加え、虐待や貧困、いじめやつらい経験などがあり、重層的に絡み合っている。したがって、生徒が持つ違和感は学校生活を送るうえで「困難」へと、姿を変えていくことがしばしばある。

このような困難を抱えた生徒に対し、保健室では悩むことを支える「サポート」、回復の支援や配慮をする「ケア」、つらい気持ちや困難から物理的に逃れることを保障する「レスキュー」、その生徒の安心や安全を守る「セキュリティ」的関わりを行う。加えて、その生徒が持つ困難と本人の意向に応じて他者（他機関）につなぐ「マネジメント」もしていく。いずれにしても、最終的には生徒が自分の頭で考え、自分の足で歩む力をつける「教育」として関わっていく。したがって、保健室の存在は場としてのみならず、前述の関わりを発揮する機能として学校において存在する。このことは、保健室が「適切な対応をしてくれる場」として生徒の期待に応えることでもある。

2. 性的マイノリティの生徒にとっての保健室

これまでの勤務校において出会った性的マイノリティの生徒たちについて、整理したいと思う。

性的マイノリティの生徒は、学校生活のさまざまな場面で違和感や苦痛を持つため、断続的な欠席や頻回な保健室への来室がみられることがある。いずれの生徒も例えば保健室において、自分について語るまでには「この先生（養護教諭）は本当に理解してくれるか?」、「話すことで自分が傷つかないか?」といった懸念を抱えている。そして、養護教諭に「打ち明ける」かどうかは、来室時の自身への対応のみならず、他生徒への対応、養護教諭に関する周囲の生徒の評価などから推し量っていると思われる。また、保健室内のレインボーフラッグを目にして…という生徒もいる。

性的マイノリティの生徒たちが自身について保健室で語った言葉には次のようなものがある。「どこか人と違う」、「自分が透明人間のようだ」、「学校が息苦しい」、「〇〇の時間が一番苦痛」、「スカートをはくのが苦痛」、「自分は世の中に否定されているように思う」、「みんなにはやっぱり偏見がある」、「親には言えない」、「孤独だ」などである。いずれもネガティブな感情で、

さまざまな困難を抱え、疲労困憊な様子がうかがえる。

一方、保健室は「教室にいないことができない」、「理由は言いたくない」、あるいはただただ涙を流すといった避難的来室についても、その生徒の安心や安全を守る観点で保障している。そして、このような生徒の中に、学校生活においてひどく不快な思いや傷つくことがあった性的マイノリティの生徒が潜在していることがある。また、性的マイノリティの生徒がその心的葛藤を、頻回な転換性症状として表出させることがある。そういった生徒が、自身と向き合う中で性的マイノリティであることやその苦悩を語ることもある。

「話していいのかな…」、「実は自分は…」と自身が抱える違和感や苦悩について語り始める生徒。性的マイノリティの生徒が養護教諭に自身のことを「打ち明ける」には、それ相当の心的葛藤と勇気を振り絞っている。このようなことを慮って、まずこれまでの苦労を労い、その生徒がそれまでより少しでも安心して学校生活を送れるよう一緒に考えようと伝える。そして、支援について本人の意向を確認しながら組み立てていくが、その意向もさまざまである。例えば、次のようにサバサバと語るケースもある。「学校生活において困り感はさほどないのでこのままでいいし、担任などほかの誰かに知ってもらいたいとは思わない」、「自分の性の違和感を、進学のため家を離れるときに両親にカミングアウトしようと思う。もう父親が求める女の子らしい服装をすることが苦痛なので。うちの両親、大丈夫かな?」、あるいは「自分のことをオレって表現できる場所は、部活と保健室だけ。話してスッキリしたし、なんか安心した」、「結局、みんな（クラス）偏見があるよね。少しがっかりしたけど、これが現実かな」。このような生徒には、それぞれ望ましい高さではないにしろ自尊感情がうかがえる。これまでの困難や心的葛藤と折り合いをつけ、これからも困難を乗り越えようとする意志を感じる。さらに、進路について「自分のような性的マイノリティの人が生きづらさを感じない、そういう世の中になってほしいので、こういう進路を選択した」と決意を語る生徒もいる。

性的マイノリティであることを打ち明けてくれた生徒に、学校において自分らしくいることができる場所を尋ねると、保健室や部活動の場を挙げる。数少ない居場所である。このことから、性的マイノリティの生徒が自分らしくいられる学校作りが、早急に求められていることを理解したい。

3. 性的マイノリティに関する養護教諭が行う保健教育

これまでの勤務校の生徒を対象に行った「性に関する健康教育についての調査」において、性について知りたいこととして「性同一性障害、同性愛」を選択した生徒が6.9% (2002年)であった。翌2003年7月に「性同一性障害の性別の取扱の特例に関する法律」が成立したこと、保健室の実態や調査結果から筆者は、高校1年生対象の「健康講座」において、体の性、心の性、性指向や性同一性障害を学習内容として取り扱った。今から17年前のことである。その後もそれぞれの勤務校において同調査を行い、性について知りたいこととして「性同一性障害、同性愛」を選択した生徒が8.3% (2008年), 7.6% (2014年)であった。このことは、どの勤務校においても、いわゆる性の多様性について学びたいと考える生徒が一定程度存在していることを示している。

2014 (平成26)年「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施」、翌年「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知、2016 (平成28)年「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け)」の周知資料が発出された3年間は、学校における性的マイノリティにおける取り組みを促進させる大きな後盾となった。具体的には、引き続き養護教諭が行う保健教育としての「健康講座」(いずれの勤務校でも高校1年生対象)において、性的マイノリティを題材の一つとしてとして取り扱い、性的マイノリティの理解(図1)、性的マイノリティを考えること(図2)などそれまでよりも時間を割いて学習を構成することができた。

学習後、性的マイノリティに対する3つの質問について回答を求めたところ、「学校において性的マイノリティの理解がもっと必要だ」と思う生徒が89.2%、「みんなが自分らしく生きるには、学校で性の多様性について正しく学ぶ機会がもう少しあるとよい」と思う生徒が76.0%であった。つまり、生徒全般が性的マイノリティに関して、学校はまだまだすべきことがあると考えていることが推察できる。一方、生徒自身の認識を見ると「自分には性的マイノリティに対する誤解や偏見があった」と思う生徒は46.9%と、学習により性的マイノリティに対する認識を改めた生徒が3人に1人以上いることがわかった(図3)。

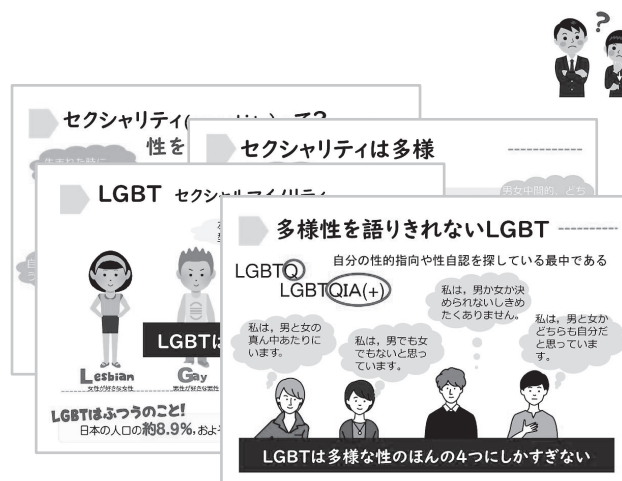


図1 性的マイノリティを理解する

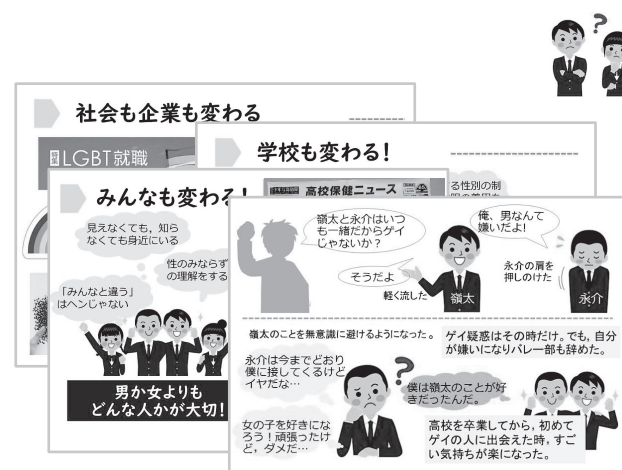


図2 性的マイノリティと社会を考える

次に、学習に対する生徒の感想である。性的マイノリティについての学習をおおむね肯定的に捉えているものの、性的マイノリティと思われる生徒の意見として次のようなものがある。「セクシャルマイノリティに関する話は、当事者からすると辛かった。こういうあとは、しばらくクラスで話題になったりするので嫌だ」、「理解度を深める意味だと思うけど、当事者から見たら『何かそうじゃない』、『無理矢理理解してほしい』と思った」などである(表2)。性的マイノリティの生徒は性の多様性の保健教育に不十分さを感じており、一考の余地がある。一方、養護教諭がこのような保健教育を行うことで、性的マイノリティの生徒が自身の困難性を打ち明け、支援につながったケースもある。

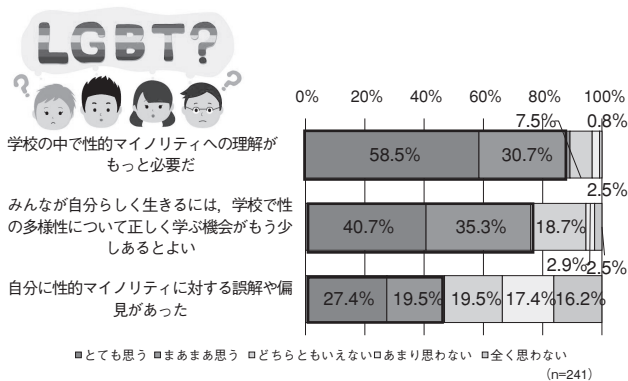


図3 性的マイノリティに対する生徒の捉え

表2 生徒の感想 (一部)

- ・ちゃんと尊重し合って関わるのが大事なんだと思う。
- ・LGBTに関して差別や偏見をなくすことが今の社会に大事なことだとわかった。
- ・LGBT, 性的マイノリティのこと, 知ってるつもりだけはいけなかった。
- ・大人力をつけるために、今の考え方のままではいけないと思った。
- ・セクシャルマイノリティに関する話は、当事者からすると辛かった。こういうあとは、しばらくクラスで話題になったりするのを嫌だ。
- ・プリント上にある性別を選択する欄はいらないと思う。
- ・性を知ることは罪だと思っていたので、性の話をされるのはムカッときたし、マジで聞きたくなかったが、自分らしく生きることは大切だと思った。
- ・理解度を深める意味だと思うけど、当事者から見たら「何かそうじゃない」、「無理矢理理解してほしいわけじゃない」と思った。
- ・性別の壁をなくし、誰とでも仲良く差別なくつきあえたらいいな。
- ・性は一言では表せないくらい複雑なんだった。
- ・LGBTに関することをもっと知りたいな。

IV. 学校における対応の実際

1. 性の多様性を理解し対応する

2016 (平成28) 年「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け)」の周知資料が発出されたのを受け、当時の勤務校では校内研修会を実施した。目的は性的マイノリティに対する正しい理解と学校として必要な対応を考えるためである。教職員の性的マイノリティに対する認識は、個々の性的マイノリティの生徒との関わり経験により差違があったため、まずは性的マイノリティに関する自身の偏見に気づき、性の多様性を理解し共通認識を確立しようと試みたものである。

現任校においても、性的マイノリティの生徒が安心して学校生活を送れるよう、本人の意志を尊重しながらその生徒に応じた支援体制と対応を行いつつある。具体的には、学校全体で配慮や支援を進めていく場合、「特別支援委員会」という組織で具体的配慮の原案を作る。この委員会は、学校生活において困難を抱えている生徒について、その生徒にどのような配慮や支援が必要か検討し推進する組織である。主に精神科領域の疾病や発達障害などの特性から学校生活に困難を抱えている生徒が対象であった。そこに、「配慮や支援を要する困難性」を抱えている性的マイノリティの生徒についても同様に検討することを提案した。筆者は、特別教育支援コーディネーターでもあるので、教務部や学年などさまざまな組織とのマネジメントを行い、先の委員会において個別の配慮や支援についての原案を提案するとともに、職員全体に対し、性的マイノリティの正しい理解に関する情報提供も行った。

2. 性の多様性を理解することは教員としての教養

教育現場において、個々の教職員が性の多様性を深く理解し、教育に携わる必要があることはいうまでもない。現代社会において、性の多様性への理解は、もはや教職員の教養として求められているところである。そして、その教養としての認識が次の3点かと思われる。1点目は、性的マイノリティの生徒は必ずいるという認識を持つことである。性的マイノリティの生徒は、学校生活において自分らしさを表出できないのであり、その状態を周囲からは理解されにくい。したがって、その生徒のパーソナリティを大切にすることを意識を持つことである。2点目に、性的マイノリティの生徒は、抱える困難性を周囲に相談できないことで孤立感を強めてしまう可能性があるという認識である。このことを踏まえると、性的マイノリティの生徒から打ち明けられた場合、そのことを丁寧に聞き取ることや安心できる居場所としての学校作りが重要なことが理解できる。3点目に、無意識であれ教職員の偏見により、性的マイノリティの生徒はネガティブ感情を増幅させるということである。繰り返しになるが、性的マイノリティに対する正しい理解は教養である。

性は多様であるといった社会感覚、十分ではないにしろ多様性に対する支援や教育といった学校対応を背景に、性的マイノリティの生徒が養護教諭にそのことを打ち明けることは珍しくない。そういった彼らが安

心して学校生活を送り、困難に直面しても自己否定することなく自尊感情を育むために、筆者も含め教職員が、性の多様性についての理解をより深め、互いを認め尊重し合う学校文化の創造に尽力していかねばと再認識する次第である。

文 献

- 1) 日本学校保健会. 現代的な健康課題対応委員会 (心の健康に関する教育) 報告書. 平成27年2月.
- 2) 厚生労働省. 令和元年版自殺対策白書. 令和元年7月.
- 3) Hidaka Y, Operario D. Attempted suicide, psychological health and exposure to harassment among Japanese homosexual, bisexual or other men questioning their sexual orientation recruited via the internet. *Journal of Epidemiology and Community Health* 2006; 60: 962-967.
- 4) 文部科学省. 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について. 平成27年4月.
- 5) 文部科学省. いじめ防止等のための基本的な方針. 平成29年3月 (最終改定).